

(証券コード 1739)

2023年8月31日

株 主 各 位

京都府京都市山科区柳辻中在家町8番地1

(登記上の本店所在地)

株式会社メルディアDC

代表取締役 田 中 一 也

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第30回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

<https://meldia-dc.co.jp/>

【東京証券取引所ウェブサイト】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年9月14日（木曜日）午後6時00分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月15日（金曜日）午後1時
2. 場 所 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
ソーラ新大阪21 20階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご覧ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第30期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第30期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、法令及び定款第16条の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書類は、監査役及び会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。
 - ◎紙資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎会場受付付近で、株主様のためアルコール消毒液を配備いたします。

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度より報告セグメントを変更しております。

また、当連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、参考情報として、当連結会計年度の連結経営成績と前事業年度の個別経営成績の比較情報を記載しております。なお、セグメントごとの比較情報については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区分に組み替えて比較しております。

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、経済・社会活動に大きな制限を受け依然として厳しい状況が続きましたが、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、一部では弱さも見られるものの、企業収益は総じて持ち直しの動きが見られました。

先行きについては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、物価の上昇や金融資本市場の変動等に加え、ウクライナ情勢の影響も注視する必要があると、依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要事業である建設業界におきましては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しており、また民間設備投資においても持ち直しが期待されているものの、建設技術労働者の不足による人件費の高騰、建築資材価格の高止まりなど、厳しい事業環境が続いております。

住宅業界におきましては、低金利の住宅ローンや政府の各種住宅取得支援策が継続しておりますが、建築資材価格の高騰などによる販売価格の上昇などにより、住宅需要に変化が見られ、先行きは不透明となっております。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済・社会活動に広範な影響を与える事象ではありますが、当連結会計年度における当社グループの業績等への影響は限定的でありました。

このような中、当社グループは、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、重点施策に継続して取り組むとともに、更なる生産性と収益性の向上に努めてまいりました。また当社では、2022年7月1日より、経営体制の変化に迅速に対応し、今後の更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、田中一也氏を代表取締役を選任いたしました。

また当社グループでは、更なる事業規模拡大・成長に向け、建都住宅販売株式会社及び大祥建設株式会社を完全子会社といたしました。

建都住宅販売株式会社については、もともとの商圏である京都エリアで自社グループ物件の販売に注力し、戸建分譲事業及び当社グループ全体の事業拡大・成長に努めました。

大祥建設株式会社については、福岡市内を中心にビル・住宅・マンション・店舗から公共施設までを対象とした新築・リフォームなどの建築工事全般を手掛けることで建設請負事業及び当社グループ全体の事業拡大・成長に努めました。

これらの結果、当連結会計年度における売上高は35,745,038千円（前期比13.5%増）、営業利益は1,989,264千円（同3.0%減）、経常利益は1,786,179千円（同8.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,103,989千円（同13.2%減）となり、2022年8月9日付の「2022年6月期決算短信」で公表いたしました業績予想については、未達となりました。

通期業績としては、当社グループの主要事業である「建設請負事業」及び「不動産販売事業」のマンション事業が過去最高業績となったことが、全体の売上高に寄与したことで、増収となりました。

しかし、「不動産販売事業」における収益不動産の販売において、不動産価格の高騰や金利上昇への懸念などによる購買意欲の減退などにより販売計画が未達となったことで当初計画を下回る着地となりました。「戸建分譲事業」において、建築資材価格の高騰による販売価格の高騰などによる購買意欲の減退により、販売計画が未達となったこと、また建築資材価格高騰に加え、市況の低迷に伴い値下げを行ったため、セグメント利益が、当初計画を下回る着地となりました。

なお、営業利益の減少幅と比べ、経常利益の減少幅が大きいのは、前事業年度において、営業外収益において、多額の解約金収入が計上されたためであります。また、経常利益の減少幅と比べ、親会社株主に帰属する当期純利益の減少幅が大きいのは、当連結事業年度において、繰延税金資産の一部が評価性引当金として減額されたことで、税効果会計適用後の法人税等の負担率が増加したためであります。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

（建設請負事業）

建設請負事業につきましては、前事業年度までに受注した大型請負案件及び新規受注案件ともに工事進捗が順調に推移いたしました。

一方、受注活動については、厳しい受注環境の中、大阪府を中心に、京都府及び滋賀県などにおける営業活動に積極的に取り組み、既存顧客との関係強化及び新規顧客の開拓に注力いたしました。それにより、不動産事業を営む2社と取引を開始しております。

以上により、当連結会計年度における建設請負受注高は15,647,308千円（前期比3.2%減）、当連結会計年度末の建設請負受注残高は23,604,567千円（前事業年度末比3.5%増）となりました。

その結果、外部顧客への売上高15,068,551千円（前期比15.5%増）、セグメント利益773,883千円（同50.0%増）で、過去最高業績となりました。なお、原価管理の徹底によるコスト削減などにより、セグメント利益は大幅に改善しております。

（不動産販売事業）

不動産販売事業のマンション事業につきましては、主にワンルームマンション販売業者に対する販売を目的に土地を取得し、企画・開発を提案し、建設を行ったうえで、引渡しをしております。当連結会計年度におきましては、ワンルームマンション464戸（前期321戸）を引渡ししており、過去最高となりました。

不動産事業につきましては、収益不動産の販売や土地売り、不動産売買の仲介等を行っております。当連結会計年度におきましては、収益不動産の販売が4件（前期3件）、不動産販売の仲介が50件（同3件）となりました。また、収益不動産の取得は4件となっております。なお、不動産価格の高騰や金利上昇への懸念などによる購買意欲の減退などにより収益不動産の販売計画は未達となりました。

賃貸管理事業につきましては、安定的な収益確保のため、入居者誘致を積極的に行い、稼働率向上に向けて営業活動を行ってまいりました。

その結果、外部顧客への売上高9,642,531千円（前期比17.5%増）、セグメント利益1,147,094千円（同22.4%増）となりました。なお、不動産事業において、収益不動産の販売計画が未達となったものの、マンション事業において、ワンルームマンション464戸を引渡したことや、好調な市況のもと当初計画より高い金額で売却できたことなどが業績に大きく寄与したことにより、売上高・セグメント利益ともに増加しております。

(戸建分譲事業)

戸建分譲事業につきましては、低金利の住宅ローンや政府の各種住宅取得支援策が戸建需要を底支えしているものの、土地価格の上昇やウッドショックなどによる建築コスト増加に伴う収益性の悪化、また住宅価格上昇により、新築住宅への購買意欲減退がみられました。

そのような厳しい状況の中、当社グループの属するメルディアグループの「同じ家は、つぐらない。」というコーポレートメッセージのもと、地域ごとのお客様のニーズを十分に認識し、他社との差別化を図るべく、企画力・デザイン力を高め、より高い付加価値を提供できる家づくりに努めてまいりました。また、京阪神間・北摂エリアを中心に積極的に用地仕入れを行いました。さらに、販売活動においても、個人顧客及び販売協力会社への更なる認知度向上を図るとともに、建都住宅販売株式会社との連携を強化するなど、自社グループでの販売力強化に努めましたが、当連結会計年度においては、当初販売計画を下回る着地となりました。

その結果、戸建分譲住宅の販売件数は218件（前期225件）、土地売り9件（同7件）、外部顧客への売上高11,033,956千円（前期比7.9%増）、セグメント利益469,014千円（同50.1%減）となりました。なお、販売件数が減少しているにもかかわらず、売上高が増加しているのは、これは主に大型の土地売り案件が業績に寄与したためであります。また売上高が増加しているにもかかわらず、セグメント利益が減少しているのは、建築資材価格の高騰や市況の低迷による値下げなどにより前期比・計画比ともに利益率が低下したためであります。

(2) 設備投資の状況

特筆すべき事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

① 今後の見通し

今後の見通しにつきましては、雇用・所得環境が改善する下で、各種政策の効果もあって緩やかな回復が続くことが期待されておりますが、物価の上昇や金融資本市場の変動等に加え、ウクライナ情勢の影響も注視する必要があり、依然として不透明な状況にあります。

当社グループの主要事業である建設業界におきましては、公共投資は関連予算の執行により底堅く推移しており、また民間設備投資においても持ち直しが期待されているものの、建設技術労働者の不足による人件費の高騰、建築費として深刻な人手不足が続いており、これを原因とした人件費の高騰、建築資材価格の高止まりなど、厳しい経営環境が続くものと思われまます。

また住宅業界におきましては、低金利の住宅ローンや政府の各種住宅取得支援策が継続しているものの、土地価格の上昇や建築資材価格の高騰などによる販売価格の上昇などにより、住宅需要に変化が見られ、先行きは不透明となっております。

こうした状況の中、当社グループは、中期経営計画に掲げる「関西トップクラスの総合建設会社への飛躍」の実現に向けて、生産性の向上・原価意識の向上に努め、更なるコストダウンを図ります。また関西有力マンションデベロッパーとの関係強化に努めるだけでなく、他業種からの受注や受注エリア拡大など、新規開拓による売上規模拡大を図ります。また、当連結会計年度より当社の完全子会社となりました建都住宅販売株式会社及び大祥建設株式会社との相互の連携強化及びシナジー効果の創出に取り組み、効率的かつ効果的な営業活動に注力し、更なる持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めてまいります。

「建設請負事業」においては、当連結会計年度末の建設請負受注残高236億円のうち、約146億円が工事進行基準により翌期の売上高に寄与する見込みとなっております。引き続き、安定的に受注が期待できるマンションデベロッパーへの営業活動を精力的に行うとともに、間口拡大に向けて物流倉庫・商業ビルなどの受注促進を行います。また、大祥建設株式会社との連携により、福岡エリアでの市場深耕を図ってまいります。さらに、徹底した原価管理により、建築資材価格の高騰などの影響を最小限に抑えるとともに、案件ごとの収益性の向上を図ります。

「不動産販売事業」のマンション事業においては、翌期竣工のマンション4棟のうち、3棟が契約済みであります。また残り1棟については交渉中であります。引き続き、マンション用地の仕入活動を精力的に行い、顧客への安定した供給を目指すとともに、販売先の新規開拓を行い、供給棟数の拡大を図ります。

「不動産販売事業」の収益不動産においては、エリア・規模を問わず収益性の高い物件を厳選して仕入れ、個人・法人へ販売してまいります。

「不動産販売事業」の賃貸管理事業においては、安定的な収益確保のため、引き続き、入居率・稼働率向上に向けて営業活動に努めるとともに、大規模改修工事や新規の管理案件の受注獲得を目指します。

「戸建分譲事業」においては、土地価格の上昇や建築資材価格の高騰などによる販売価格の上昇などにより、市況は引き続き厳しいものとなる見込みであります。そのような状況のもと、当連結会計年度末時点で、翌期販売目標210棟の約90%分の用地は確保しております。引き続き京阪神間・北摂エリアを中心に用地仕入活動及び業者開拓を行ってまいります。また徹底した原価管理による建築資材価格高騰リスクの最小化や、自社販売力強化による早期販売・仲介手数料の削減、「同じ家は、つくらない。」にこだわった付加価値の高い住宅を供給、さらに建都住宅販売株式会社との連携強化に取り組むことで、京都エリアでの供給量の向上に努めてまいります。

以上のことにより、翌期の売上高は34,000百万円、営業利益1,700百万円、経常利益1,500百万円、親会社株主に帰属する当期純利益1,000百万円を計画しております。

② 継続企業の前提に関する重要事象等

当社の親会社である株式会社三栄建築設計（以下、親会社という。）は、2023年6月20日に東京都公安委員会から東京都暴力団排除条例（以下「暴排条例」といいます。）第27条の規定による勧告を受けました。この勧告の原因となる事実は、2021年3月25日当時の親会社及び当社の代表取締役であった小池信三氏が、親会社において第三者を介すなどして反社会的勢力に対して利益供与をしたというものであります。

本勧告に先立ち、親会社では、2022年9月12日に警察当局により捜索を受け、取引金融機関に対し捜査を受けている旨を報告した結果、新規融資が見送られる状況が発生し、当社においても親会社与信の借入先について同様の状況となりました。

東京都公安委員会からの勧告を受けた事実を公表して以降は、親会社及び当社のすべての新規融資が見送られ、親会社においては取引金融機関1行から「期限の利益の喪失通知」を受けました。

そのような状況の中で、2023年7月3日にバンクミーティングを開催し、当社も含めた親会社グループ全体で同年8月31日までの「金融債務の残高の維持」の申し入れを行いました。なお、金融債務以外の債務（仕入れ代金の支払い、工事債務の支払い等その他事業に関する債務の弁済）については、当社も含めた親会社グループすべてが通常通りお支払いしております。

これらの事象により、当社は継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。当該事象又は状況を解消又は改善するための対応策は、当社単独ではなく親会社が主導しグループ全体で実施しております。具体的には、取引金融機関からの支援を受けるために小池信三氏に対し親会社株式の売却を求めるとともに、財務状況の安定化を図るべく保有不動産の資金化を進め、用地仕入れを厳選することで支出を抑制するなどの施策を行っております。

また、2023年8月10日開催の第2回バンクミーティングにおいては取引金融機関へ第三者専門家作成の資金繰りを提示するとともに、現状の株式売却に関する進捗状況の説明、新たな経営陣による事業計画、今後のロードマップ等の説明を行うなど、十分な情報の開示をすることで、取引金融機関との関係性の維持および強化を図っております。

勧告事案発生後、現時点では、建設請負事業における受注状況や下請業者との取引、不動産販売事業における購入者に対するローン審査、戸建分譲事業における下請業者との取引及び販売活動や住宅ローン審査について大きな影響は無く、金融機関との取引以外については、本件事象が及ぼす影響は軽微と考えております。

なお、2023年8月15日に公表された第三者委員会による調査の結果、当社においては反社会的勢力に対する不適切な支出は指摘されておられません。

また、2023年8月16日に株式会社オープンハウスグループが、親会社株式を公開買付けにより取得することを決議いたしました。

これらの結果、当面の資金繰りについては問題がなく、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(5) 財産及び損益の状況

区 分	第 27 期 2020年 6 月期	第 28 期 2021年 6 月期	第 29 期 2022年 6 月期	第 30 期 2023年 6 月期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	24,847,555	27,541,969	31,482,010	35,745,038
経 常 利 益 (千円)	1,374,541	1,905,488	1,942,376	1,786,179
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	900,009	1,247,989	1,271,949	1,103,989
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	147.87	205.05	208.98	181.39
総 資 産 (千円)	24,528,180	24,580,917	26,324,242	29,055,255
純 資 産 (千円)	5,129,854	6,329,153	7,521,980	8,534,674
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	842.85	1,039.90	1,235.88	1,402.27

- (注) 1. 当社では、第30期より連結計算書類を作成しておりますので、第29期以前については、当社単体の数値を記載しております。なお、第29期以前の親会社株主に帰属する当期純利益については、当期純利益の金額を記載しております。
2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出、1株当たり純資産額は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）に基づき算出しております。
3. 第29期の期首より、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しており、第29期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

当社の親会社は株式会社三栄建築設計（以下「三栄建築設計」といいます。）で、同社は当社の株式を3,641,200株（議決権比率59.83%）保有しております。

当社は、親会社から資金の借入や当社借入金の債務保証を受けているなどの取引を行っております。

取引関係については、市場価格等を勘案して交渉の上、一般的な取引条件に基づき決定しております。そのため、当社の利益を害することはないと、当社の取締役会は判断しております。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
建都住宅販売株式会社	45,000千円	100%	不動産売買仲介事業
大祥建設株式会社	30,000千円	100%	建設業

(7) 主要な事業内容

当社は、総合建設業として設計・施工を行っており、兼業事業として不動産業、不動産賃貸業も行っております。

建設業許可	国土交通大臣（特一）	第 25611 号
一級建築士事務所登録	大阪府知事（口）	第 24806 号
宅地建物取引業者免許	国土交通大臣（二）	第 8496 号
マンション管理業者登録	国土交通大臣（一）	第 064579 号
賃貸住宅管理業者登録	国土交通大臣（01）	第 006700 号

(8) 主要な営業所

- ① 本社 大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目 1 番 3 号
ソーラ新大阪21 9階
- ② 京都本店 京都府京都市山科区柳辻中在家町 8 番地 1
- ③ 滋賀支店 滋賀県近江八幡市鷹飼町560番地 1

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
259名	—

- (注) 1. 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比増減は記載しておりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
219名	17名増	36.3歳	5年5ヶ月

- (注) 従業員数には、使用人兼務取締役、臨時従業員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社関西みらい銀行	1,438,000
株式会社SBJ銀行	1,374,000
株式会社山口銀行	1,113,000
株式会社徳島大正銀行	1,057,000
株式会社きらぼし銀行	1,000,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 16,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,454,400株 (自己株式368,080株を含む)
 (3) 株主数 1,201名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 三 栄 建 築 設 計	3,641,200 株	59.83 %
村 田 直 樹	303,800	4.99
内 藤 征 吾	193,300	3.18
小 池 信 三	182,000	2.99
山 下 博	74,700	1.23
植 松 知 彦	71,300	1.17
真 鍋 正 二	65,800	1.08
MSIP CLIENT SECURITIES (常任代理人 モルガンスタンレーMUFG証券株式会社)	63,200	1.04
メルディアDC従業員持株会	59,000	0.97
黒 田 貴 信	58,700	0.96

- (注) 1. 当社は、自己株式368,080株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長	田 中 一 也	執行役員 不動産事業本部長 大祥建設株式会社 取締役
取締役会長	小 池 信 三	株式会社三栄建築設計 代表取締役社長 株式会社MA I 取締役 Meldia Investment Realty of America, Inc. 取締役 株式会社メルディアRIZAP湘南スポーツパートナーズ 取締役 一般財団法人メルディア 理事 Alpha Construction Co. Inc. 取締役 一般社団法人日本木造分譲住宅協会 理事長
取締役	榑 原 拓 也	執行役員 経営管理本部長 建都住宅販売株式会社 代表取締役
取締役	長 野 浩	執行役員 建築事業本部長 大祥建設株式会社 取締役
取締役	久 堀 文 明	
取締役	前 田 佳 彦	浅井謙建築研究所株式会社 顧問
常勤監査役	東 井 茂 樹	
監査役	小 池 裕 樹	弁護士 さくら法律事務所 代表弁護士 モリ工業株式会社 社外取締役 ミートフーズサービス株式会社 監査役 株式会社ダイドー 社外取締役 南一興産株式会社 代表取締役
監査役	小 西 一 成	公認会計士、税理士 エアーズ税理士法人 代表社員

- (注) 1. 久堀文明氏、前田佳彦氏は、社外取締役であります。
2. 東井茂樹氏、小池裕樹氏、小西一成氏は、社外監査役であります。
3. 監査役東井茂樹氏は、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験を有するものであります。
4. 監査役小西一成氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、取締役久堀文明氏、取締役前田佳彦氏、監査役東井茂樹氏、監査役小池裕樹氏、監査役小西一成氏の5名を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
6. 当社は、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役久堀文明氏、社外取締役前田佳彦氏、社外監査役東井茂樹氏、社外監査役小池裕樹氏、社外監査役小西一成氏との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に規定する額としております。
7. 2022年11月1日をもって、取締役会長小池信三氏は、辞任により退任いたしました。
8. 2022年9月16日の定時株主総会をもって、取締役吉野誠治氏は、辞任により退任いたしました。

9. 当事業年度末日後に生じた取締役の地位の異動については、以下の通りです。

氏名	変更前	変更後
長野 浩	取締役 執行役員 建築事業本部長 大祥建設株式会社 取締役	取締役 執行役員 建築事業本部長 大祥建設株式会社 代表取締役

10. 当社では執行役員制度を導入しております。
2023年7月1日付けで組織変更及び担当の変更がありました。

氏名	変更前	変更後
宮本 治	建築事業本部 本部長付 専任部長	執行役員 建築事業本部 本部長付 専任部長 大祥建設株式会社 取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社は取締役の役割を、当社の経営方針・戦略の策定、業務執行、従業員の業務執行への助言・監督を行うことによって企業価値を高めることとし、当社の取締役の報酬は、求められる役割と責任に見合った報酬水準及び報酬体系とする。個々の取締役の報酬の決定に際しては、株主総会で決議された総枠の範囲内で各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

2. 基本報酬に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、当社の業績、世間水準及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

4. 非金銭報酬等に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬は金銭報酬のみとしているため、決定方針等は定めないものとする。

5. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の報酬を、固定報酬としての基本報酬のみとしているため、報酬割合については定めないものとする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。

7. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当事業年度における当社の取締役の報酬の額は、取締役会により一任された代表取締役社長田中一也が決定しております。代表取締役社長に委任した理由は当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当領域や職責の評価を、総合的・客観的に判断し、各取締役の報酬額を決定できると判断したためです。

②取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	10,400千円 (3,000千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (3名)	7,800千円 (7,800千円)
計	10名	18,200千円

(注) 1. 役員報酬限度額

①取締役

年額300,000千円以内。ただし、この報酬限度額には使用人兼務取締役の使用人給与分を含んでおりません。

(2005年6月24日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名であります。)

②監査役

年額20,000千円以内。

(2014年6月26日株主総会において決議されており、当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名(うち社外監査役は3名)であります。)

2. 上記報酬等の額のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額(賞与含む)として31,912千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては14頁に記載のとおりであります。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	久 堀 文 明	2022年9月16日就任以降開催された取締役会10回のうち10回に出席し、警察官としての豊富な経験及び民間企業でコンプライアンス全般に係る業務に従事した経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役	前 田 佳 彦	2022年9月16日就任以降開催された取締役会10回のうち10回に出席し、不動産業界を含む、長年の経営者としての豊富な経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	東 井 茂 樹	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会13回のうち13回に出席し、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見に加え、経営者としての豊富な経験から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 池 裕 樹	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
社外監査役	小 西 一 成	当事業年度開催の取締役会12回のうち12回、また監査役会13回のうち13回に出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名 称 太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から入手した情報に基づき、会計監査人の当事業年度の「監査計画」の内容についてその適切性・妥当性を検討するとともに、当該監査計画における「監査時間」と「報酬単価」について会計監査人と協議を重ねたうえで、会計監査人の報酬等の額が妥当であると認められたことから同意したものであります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役会の決議をもって会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、会計監査人の継続監査年数などを勘案し、再任・不再任の決定を行う方針であります。

5. 会社の体制及び方針

(1) 会社の経営の基本方針

- ① 当社は、人々のライフスタイルやライフステージに合った、自由かつ自然な営みができる生活空間の提案と供給ができる企業を目指し、安全性、耐久性、機能性を高める構造物を提供することを通じて、優れた社会資本の整備に役立つことにより、広く社会に貢献することを経営理念としています。
- ② 当社は、低採算の時代に収益性を重視した堅実経営により、健全な財務体質と経営の自主性を維持してまいりました。今後とも環境の変化に対応する強力な企業基盤を確立してまいります。
- ③ 事業の拡大に向け、新しい事業領域への進出を図るなど、積極的に事業の開発に取り組みながら、収益源の多様化を図ってまいります。
- ④ 透明性の高い経営体制の構築とコーポレート・ガバナンスの充実を一層強化し、継続的に取り組んでまいります。

(2) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 経営の基本方針である経営理念を深く浸透させ、法令等を遵守する体制の構築を、経営の最重要課題の一つとして位置づける。
- ② コンプライアンスに関する行動規範・倫理規範を遵守し、取締役及び使用人が、それぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題としてとらえて業務遂行にあたるよう、全体会議等を通じ、研修・指導を図る。
- ③ コンプライアンス等に関する情報については、社内通報制度である内部通報規程を有効に活用することにより、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化に努める。
- ④ 当社は反社会的な勢力や団体に対して毅然とした態度・行動で臨み、一切の関係を持たず、なんらの利益供与も行わない。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 職務の遂行に係る文書の保存及び管理については、法令及び文書管理規程等の社内規程に従い、適切に行う。
- ② 情報の保存及び管理については、情報管理規程・インサイダー取引防止規程・個人情報保護規程等の社内規程に基づき、適切に行う。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 事業活動に係る様々なリスクの管理と顕在化を未然に防止するため、リスク管理規程に基づき総合的にリスク管理に対応する。
- ② 問題点・課題等については、適宜取締役会・全体会議等にて審議・検討を行い、リスクマネジメントに反映させる。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務権限及び責任を明確にするとともに、取締役会規程に基づき定例の取締役会を毎月一回開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催し、業務執行に関する基本的事項及び重要事項の決定を行うとともに取締役の業務執行状況の管理監督を行う。
- ② 業務運営については、中長期経営計画、各年度予算を策定して、取締役の職責をより明確にし、具体的な目標設定・対策・立案のもと業務遂行を図る。

(6) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、取締役会・監査役会設置会社として、自立性・自発性・独立性を発揮する。
- ② 当社の管理部門については、グループ会社と連携を深めつつ、業務遂行にあたる。
- ③ 内部統制については、グループ会社と連携を深めグループ全体のコンプライアンスの実効性を高める。
- ④ 監査役は、定期的に親会社の監査役・監査役会との情報交換を図り、グループ全体の監査の実効性を高める。
- ⑤ 当グループは、グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ各社で諸規程を定めるとともに、当社は、子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた関係会社管理規程に基づき、子会社の業務の適正化及び円滑化ならびに経営効率の向上を図る。

(7) 監査役を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性並びに監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役がその職務を補助すべき人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、合理的な範囲で配置する。
- ② 監査役補助者の任命・異動・人事評価及び懲戒処分については、監査役の事前同意を要し、取締役会からの独立性を確保するものとする。
- ③ 監査役を補助すべき使用人は、監査役からの指揮命令に従い、指示を実行するものとする。

(8) 取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社及び子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項及び重要な社内情報等を速やかに監査役に報告する。
- ② 当社及び子会社は、監査役への報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- ③ 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会その他重要会議に出席するとともに、稟議書等業務執行に係る重要な文書等を閲覧し、いつでも取締役及び使用人から説明を求めることができる。
- ④ 監査役は、監査役会規程に基づく独立性と権限により、監査の実効性を確保するとともに、内部監査部門とも緊密な連携を保ちながら自らの監査成果の達成に努めるものとする。

(9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するための体制に関する基本方針に基づいて、下記の取り組みを実施しております。

- ① 取締役会は取締役及び社員等が共有する全社的な目標を定めております。また、各担当部署は組織規程、業務分掌規程等に従いその目標達成のため部署毎の具体的な目標及び効率的な達成計画を定め、その進捗状況について定期的にと取締役会及び管理職会議で報告しております。
- ② コンプライアンス委員会を設置し、経営上のリスクに関する報告及び協議と、その管理状況を確認できる体制を整備しております。また、通常の報告ルートとは異なる内部通報制度を整備し、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。
- ③ 取締役会その他の重要な会議の議事録は開催ごとに作成・管理され、稟議書等職務の執行に係る重要な文書等も適切に管理しております。
- ④ 取締役会には監査役が出席し、取締役の職務執行等につき意見を述べ、常に監視できる体制を整えております。また、代表取締役社長は監査役との間で定期的に意見交換を行っております。
- ⑤ 監査役、会計監査人及び内部監査部門は、定期的に意見交換を行い、実効性のある内部監査の実施を目指しております。
- ⑥ 内部監査部門が作成した内部監査計画書に基づき、当社の内部監査を実施いたしました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,774,931	流 動 負 債	12,096,453
現金及び預金	3,179,799	工事未払金	3,188,184
受取手形	213,510	不動産事業未払金	6,446
完成工事未収入金	286,165	短期借入金	6,375,510
不動産事業未収入金	5,167	1年内返済予定長期借入金	694,032
契約資産	4,654,501	1年内償還予定社債	46,000
未成工事支出金	29,812	リース債務	6,519
販売用不動産	5,593,977	未払金	183,779
仕掛販売用不動産	12,170,000	未払費用	26,174
未収消費税等	3,673	未払法人税等	477,399
前払費用	48,680	契約負債	793,104
その他	604,508	未払消費税	15,431
貸倒引当金	△14,866	預り金	72,683
固 定 資 産	2,280,323	前受収益	31,701
有形固定資産	1,435,403	賞与引当金	132,984
建物	507,653	完成工事補償引当金	44,295
構築物	33	工事損失引当金	2,005
車両運搬具	226	その他	201
工具、器具及び備品	5,667	固 定 負 債	8,424,126
土地	843,236	社債	7,000
リース資産	78,586	長期借入金	7,996,898
無形固定資産	491,048	リース債務	87,879
のれん	482,056	長期前受収益	21,641
ソフトウェア	7,658	退職給付に係る負債	161,170
電話加入権	1,333	預り保証金	118,462
投資その他の資産	353,872	繰延税金負債	21,893
投資有価証券	8,097	資産除去債務	9,181
長期前払費用	15,771	負 債 合 計	20,520,580
差入保証金	104,014	純 資 産 の 部	
繰延税金資産	212,925	株 主 資 本	8,534,674
長期貸付金	7,117	資本金	100,000
長期未収入金	14,110	資本剰余金	656,113
その他	13,063	利益剰余金	7,813,552
貸倒引当金	△21,228	自己株式	△34,991
資 産 合 計	29,055,255	純 資 産 合 計	8,534,674
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	29,055,255

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
売上高		35,745,038
売上原価		32,309,137
売上総利益		3,435,901
販売費及び一般管理費		1,446,636
営業利益		1,989,264
営業外収益		
受取利息	15,270	
受取配当金	446	
受取手数料	12,355	
解約金収入	8,690	
その他	5,519	42,281
営業外費用		
支払利息	214,172	
支払保証料	14,168	
融資等手数料	13,299	
その他	3,725	245,366
経常利益		1,786,179
特別損失		
訴訟損失費用	35,112	35,112
税金等調整前当期純利益		1,751,066
法人税、住民税及び事業税		675,884
法人税等調整額		△28,806
当期純利益		1,103,989
親会社株主に帰属する当期純利益		1,103,989

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
2022年7月1日残高	100,000	656,113	6,800,858	△34,991	7,521,980	7,521,980
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当			△91,294		△91,294	△91,294
親会社株主に 帰属する当期純利益			1,103,989		1,103,989	1,103,989
連結会計年度中 の変動額合計	—	—	1,012,694	—	1,012,694	1,012,694
2023年6月30日残高	100,000	656,113	7,813,552	△34,991	8,534,674	8,534,674

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	25,961,467	流 動 負 債	11,336,237
現金及び預金	3,017,527	工事未払金	3,134,391
受取手形	213,510	不動産事業未払金	6,446
完成工事未収入金	250,886	短期借入金	6,053,410
不動産事業未収入金	5,167	1年内返済予定長期借入金	478,096
契約資産	4,654,501	リース債	6,519
未成工事支出金	28,688	未払金	170,466
販売用不動産	5,104,961	未払費用	25,522
仕掛販売用不動産	11,839,290	未払法人税等	477,015
前払費用	44,292	未払消費税	8,912
関係会社短期貸付金	220,000	契約負債	698,705
その他	585,641	預り金	71,489
貸倒引当金	△3,000	前受収益	32,440
固 定 資 産	1,527,981	賞与引当金	126,317
有 形 固 定 資 産	766,873	完成工事補償引当金	44,295
建物	392,683	工事損失引当金	2,005
構築物	33	その他	201
車両運搬具	0	固 定 負 債	7,609,379
工具、器具及び備品	5,331	長期借入金	7,224,294
土地	290,238	リース債	87,879
リース資産	78,586	長期前受収益	21,641
無 形 固 定 資 産	8,991	退職給付引当金	151,684
ソフトウェア	7,658	預り保証金	116,528
電話加入権	1,333	資産除去債務	7,351
投資その他の資産	752,116	負 債 合 計	18,945,617
関係会社株式	41,999	純 資 産 の 部	
長期前払費用	12	株 主 資 本	8,543,832
差入保証金	92,958	資本金	100,000
繰延税金資産	212,925	資本剰余金	656,113
長期貸付金	7,117	資本準備金	360,806
関係会社長期貸付金	391,880	その他資本剰余金	295,306
長期未収入金	14,110	利 益 剰 余 金	7,822,709
その他	12,339	利益準備金	13,000
貸倒引当金	△21,228	その他利益剰余金	7,809,709
		繰越利益剰余金	7,809,709
資 産 合 計	27,489,449	自 己 株 式	△34,991
		純 資 産 合 計	8,543,832
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	27,489,449

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	34,292,902
売上原価	31,086,676
売上総利益	3,206,226
販売費及び一般管理費	1,225,041
営業利益	1,981,185
営業外収益	
受取利息	18,935
受取手数料	12,355
解約金収入	2,000
その他	2,018
合計	35,309
営業外費用	
支払利息	189,877
支払保証料	13,986
融資等手数料	13,299
その他	3,335
合計	220,499
経常利益	1,795,994
特別損失	
訴訟損失費用	35,112
合計	35,112
税引前当期純利益	1,760,882
法人税、住民税及び事業税	675,310
法人税等調整額	△27,574
当期純利益	1,113,146

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
2022年7月1日残高	100,000	360,806	295,306	656,113
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—
2023年6月30日残高	100,000	360,806	295,306	656,113

	株 主 資 本			
	利 益 剰 余 金			
	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金		
繰越利益剰余金		利 益 剰 余 金 合 計		
2022年7月1日残高	13,000	6,787,858		6,800,858
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		△91,294		△91,294
当期純利益		1,113,146		1,113,146
事業年度中の変動額合計	—	1,021,851		1,021,851
2023年6月30日残高	13,000	7,809,709		7,822,709

	株 主 資 本		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
2022年7月1日残高	△34,991	7,521,980	7,521,980
事業年度中の変動額			
剰余金の配当		△91,294	△91,294
当期純利益		1,113,146	1,113,146
事業年度中の変動額合計	—	1,021,851	1,021,851
2023年6月30日残高	△34,991	8,543,832	8,543,832

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社メルディアDC
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮内 威 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社メルディアDCの2022年7月1日から2023年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社メルディアDC及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社メルディアDC
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 公認会計士 柏木 忠 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 宮内 威 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社メルディアDCの2022年7月1日から2023年6月30日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月24日

株式会社メルディアDC 監査役会

社外常勤監査役 東井 茂樹 ⑩

社外監査役 小池 裕樹 ⑩

社外監査役 小西 一成 ⑩

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、安定した株主配当を基本とし、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績に対応した配当を継続していくことを経営の重要課題の一つとして認識することを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、上記基本方針に基づき、前期より1株につき2円増配し、17.0円とさせていただきますと存じます。

1. 配当財産の種類

金銭といたします。

2. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金17.0円

総額103,467,440円

3. 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年9月19日

第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役5名が任期満了となります。また、小池信三氏は、2022年11月1日付けで取締役を辞任しております。

つきましては、経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため取締役6名（うち、社外取締役2名）の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
1	た なか かず や 田 中 一 也 (1962年12月6日)	2002年5月 平和奥田株式会社入社 2007年10月 同社東京支店長 2009年7月 同社建築営業部長 2010年4月 平和建設株式会社（現株式会社メルディアDC）建築営業部長 2014年7月 当社営業本部建築営業部長 2015年8月 当社営業本部不動産建築営業部長 2015年9月 当社取締役営業本部 不動産建築営業部長 2017年8月 当社取締役営業本部 大阪不動産建築営業部長 兼京都不動産建築営業部長 2018年7月 当社取締役営業本部 大阪不動産建築営業部長 兼京都不動産建築営業部長 兼開発管理部長 兼賃貸管理部長 2019年8月 当社取締役執行役員営業本部長 2022年7月 当社代表取締役社長 執行役員 不動産事業本部長（現任） 2022年10月 大祥建設株式会社 取締役（現任）	1,800株
2	さかき ばら たく や 榊 原 拓 也 (1982年1月24日)	2008年11月 株式会社三栄建築設計入社 2019年8月 当社執行役員 管理本部長兼経営企画部長 2020年8月 当社執行役員 経営管理本部長 2020年9月 当社取締役執行役員 経営管理本部長（現任） 2022年9月 建都住宅販売株式会社 代表取締役 （現任）	2,600株

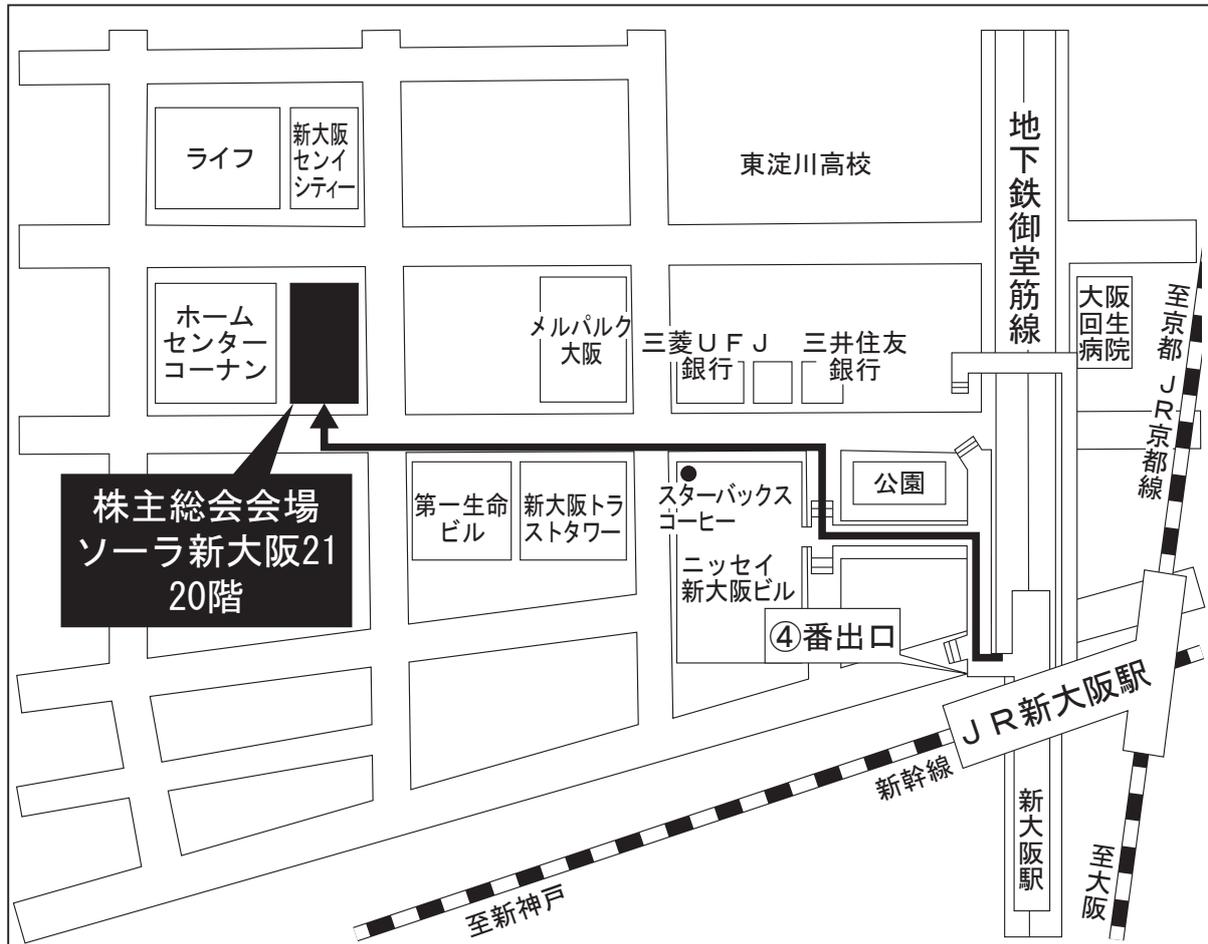
候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 当社の株式数
3	なが の ひろし 長 野 浩 (1960年 9 月 27 日)	1983年 4 月 株式会社菅組 入社 1990年 7 月 株式会社松下電工 入社 2002年 4 月 株式会社松下電工 事業部長 2006年 9 月 株式会社ミツワ 建築部長 2012年 11 月 コミュニティワン（現東急不動産ホールディングス） 入社 2016年 6 月 コミュニティワン 西日本事業統括部 部長 2018年 2 月 当社 入社 2020年 8 月 当社 執行役員 工事本部長 2022年 7 月 当社 執行役員 建築事業本部長 2022年 9 月 当社 取締役 執行役員 建築事業本部長（現任） 2022年 10 月 大祥建設株式会社 取締役 2023年 7 月 大祥建設株式会社 代表取締役社長 （現任）	一株
4	いわ むら たか ひろ 岩 村 崇 裕 (1977年 5 月 17 日)	2006年 12 月 株式会社三栄建築設計 入社 2019年 8 月 当社 営業本部 住宅営業部長 2020年 8 月 当社 住宅営業本部長 2021年 8 月 当社 執行役員 住宅事業本部長（現任）	一株
5	く ぼり ふみ あき 久 堀 文 明 (1954年 2 月 5 日)	1972年 4 月 大阪府警察官任官 2011年 3 月 大阪府警察曾根崎警察署 副署長 2012年 3 月 大阪府警察機動捜査隊 隊長 2013年 3 月 大阪府警察旭警察署 署長 2014年 4 月 ダイハツ工業株式会社 入社 2019年 4 月 株式会社ダイハツビジネスサポートセンター入社 2022年 9 月 当社 取締役（現任）	一株
6	まえ だ よし ひこ 前 田 佳 彦 (1957年 4 月 28 日)	1981年 4 月 京阪電気鉄道株式会社（現京阪ホールディングス株式会社）入社 2005年 7 月 同社都市開発部長 2007年 7 月 同社経営統括室経理担当部長 2009年 7 月 同社経営統括室経営政策担当部長 株式会社京阪カード代表取締役社長 2015年 6 月 同社取締役常務執行役員 2017年 6 月 京阪電鉄不動産株式会社取締役会長 2020年 6 月 京阪電鉄不動産株式会社相談役 2022年 4 月 浅井謙建築研究所株式会社顧問（現任） 2022年 9 月 当社 取締役（現任）	一株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久堀文明氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏は長年にわたり大阪府警察職員として勤務し、コンプライアンスにおける知見や経験を活かし事業会社の管理部門に所属し、コンプライアンス全般に係る業務に携わったことにより、豊富な専門的見地からの知識と幅広い知見を有しております。よって、その経験を当社の経営に活用することで、当社のコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断したためであります。同氏は社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役として職務を適切に遂行できると判断いたしました。
3. 前田佳彦氏は、社外取締役候補者であります。同氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたり、企業経営に携わり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。さらに、不動産業界の企業経営の経験も有しております。その経験を活かし、経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンスをさらに充実したものにすることが期待できると判断したためであります。
4. 久堀文明氏、前田佳彦氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。当社は、両氏との間で会社法第427条第1項及び現行定款の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任に関し、同法第425条第1項の各号に定める金額の合計額を上限とする旨の契約を締結しております。両氏が再任された場合、当社は両氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、久堀文明氏、前田佳彦氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員といたします。
6. 榊原拓也氏の戸籍上の氏名は横峯拓也であります。

以 上

株主総会会場ご案内略図

大阪府大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号
ソーラ新大阪21 20階 会議室
電話番号 06-4866-5388



■最寄交通機関

【JR新大阪駅をご利用の場合】

改札を出て、北口のエスカレーターを降り、地下鉄御堂筋線連絡口を直進し、地下鉄御堂筋線新大阪駅の④番出口より順路に沿ってお越してください。

【地下鉄御堂筋線新大阪駅をご利用の場合】

地下鉄ホームのAまたはB階段を降り、④番出口より順路に沿ってお越してください。